

議案第2号  
 港区職員定数条例の一部改正について

1 背景

(1) 児童相談所の設置等に伴う職員数の増

区は、児童福祉法施行令による指定を受けて児童相談所設置市となり、令和3年4月に児童相談所を設置するとともに、児童相談所設置市事務が東京都から移管されることから、子どもの命や権利を守るために必要な職員数を適正に配置する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、保健所への全庁による応援を継続しつつ、保健師等の人員を新たに増員し、持続可能な職員体制を確保する必要があります。

これらのことにより、区長の事務部局の職員数が港区職員定数条例（以下「定数条例」といいます。）の定数を超過するため、区長の事務部局の定数を増員します。

(2) 業務委託の活用に伴う職員数の減

区では、平成16年度から学校調理業務を順次委託化し、平成30年度から学校用務業務を順次委託化しています。また、平成29年度にはみなと図書館の窓口業務委託を拡大するとともに、平成30年度には港区立郷土歴史館を開館し、指定管理者制度を導入しています。

これまでの委託の取組結果を定数条例上明確化するため、教育委員会の事務部局及び学校の事務部局の定数を減員します。

2 改正内容

|                     | (単位：人)              |                    |       | (単位：人) |       |        |
|---------------------|---------------------|--------------------|-------|--------|-------|--------|
|                     | 令和3年度               |                    |       | 改正内容   |       |        |
|                     | 定数条例<br>における<br>職員数 | 再任用<br>短時間<br>勤務職員 | 合計    | 現行     | 改正後   | 増減     |
| 1 区長の事務部局の職員        | 1,825               | 21                 | 1,846 | 1,772  | 1,855 | 83     |
| 2 議会の事務部局の職員        | 14                  |                    | 14    | 14     | 14    | -      |
| 3 教育委員会の事務部局の職員     | 104                 | 1                  | 105   | 127    | 108   | ▲ 19   |
| 4 教育委員会の所管に属する学校の職員 | 163                 | 8                  | 171   | 232    | 188   | ▲ 44   |
| ア 学校の事務部局の職員        | (90)                | (8)                | (98)  | (142)  | (98)  | (▲ 44) |
| イ 幼稚園教育職員           | (73)                |                    | (73)  | (90)   | (90)  | -      |
| 5 選挙管理委員会の事務部局      | 8                   |                    | 8     | 8      | 8     | -      |
| 6 監査委員の事務部局         | 7                   |                    | 7     | 7      | 7     | -      |
| 合計（1～6）             | 2,121               | 30                 | 2,151 | 2,160  | 2,180 | 20     |

※ 再任用短時間勤務職員は、常時勤務する職員ではないため、定数条例の対象外です。

しかし、今後も短時間勤務が減り、フルタイム勤務の再任用職員が増えていくことが想定されるため、前回の条例改正時と同様、再任用短時間勤務職員も加えて算定しています。

3 施行期日

令和3年4月1日